定価（消費税込）一箇年　一六、八〇〇円（郵送料を含む。）

山梨県公報

号外第五十号
平成二十五年八月二日
金曜日

目次

規則

○山梨県行政組織規則及び県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する……一

規則

山梨県規則第三十号

山梨県行政組織規則及び県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年八月二日

山梨県知事　横内　正明

山梨県行政組織規則及び県職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

（山梨県行政組織規則の一部改正）

第一条　山梨県行政組織規則（昭和四十三年山梨県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表知事政策局の部に次のように加える。

富士山保全推進課	一　世界遺産富士山（富士山として世界遺産一覧表に記載された文化遺産の区域及びその周辺の区域をいう。第三号において同じ。）の保全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 二　富士山への登山の安全に関する施策の企画及び総合調整に関すること。 三　世界遺産富士山に関する普及啓発に関すること。

別表第一の一の表企画県民部の部世界遺産推進課の項を削る。

（県職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第二条　県職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本庁に置かれる職の欄中「世界遺産推進監」を「安全対策監」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、平成二十五年八月五日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に企画県民部世界遺産推進課に勤務する者のうち、別に発令されない者は、知事政策局富士山保全推進課に勤務を命ぜられたものとする。

発行者　山梨県　甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所　㈱サンニチ印刷　甲府市北口二丁目六番